

# なっトクでんき

(主契約料金表)

平成31年4月1日実施

関西電力株式会社

# 本 則

## 1 適 用

このなっトクでんき料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

## 2 契約種別

この料金表の契約種別は，なっトクでんきといたします。

## 3 適用条件

低圧で電気の供給を受け，電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

なお，この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，この料金表を適用いたしません。

- (1) 同一需要場所において，同一名義で，当社が指定するガス主契約料金表により，当社とのガスの需給契約が成立していること。
- (2) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低圧）〔平成30年7月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお，供給条件が変更となった場合には，変更後の供給条件によります。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (3) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (4) 1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は，最

大需要容量と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(2)および(3)に該当し、かつ、(4)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### **4 供給電気方式、供給電圧および周波数**

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

#### **5 契約負荷設備**

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### **6 最大需要容量**

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

## 7 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	279円 82銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	19円 94銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円 66銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円 29銭

## 8 帳票発行手数料

(1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、料金を、当社が指定した様式で、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われることを希望され、当社が認める場合

ハ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、料金を、当社が指定した様式で、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	108 円 00 銭
---------------------	------------

ロ (1)ロまたはハの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	216 円 00 銭
---------------------	------------

## 9 当社とのガスの需給契約が消滅した場合の取扱い

- (1) 3（適用条件）(1)に定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、すみやかに当社に申し出ていただきます。
- (2) この料金表による電気の需給契約の申込みを当社が承諾した場合で、この料金表による電気の需給開始日より前に、お客さまが当社とのガスの需給契約の申込みを取り消された場合等3（適用条件）(1)に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認したときは、この料金表による電気の需給開始日に、この料金表による電気の需給契約は消滅するものといたします。
- (3) この料金表による電気の需給開始日以降に3（適用条件）(1)に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当社が確認した日以降最初の検針日に、この料金表による電気の需給契約は消滅するものといたします。また、この料金表による電気の需給開始日以降、お客さまが当社とのガスの需給契約の申込みを取り消された場合等当社がガスの供給

をまったく行わなかった場合は、この料金表が適用されている期間の料金について、当社は、7（料金）により算定される料金に加えて、7（料金）に電気特定小売供給約款（平成30年5月28日届出。以下「供給約款」といいます。なお、供給約款が変更となった場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯Aの料金率を適用して算定される料金と7（料金）により算定される料金との差額を申し受けます。

- (4) (2)または(3)の場合で、この料金表による電気の需給契約の消滅日までにお客さまから他の契約種別の需給契約の申込み等がないときは、当該消滅日から、供給約款の従量電灯Aによる需給契約が、新たに成立するものといたします。

## 10 その他

- (1) 当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。
- (2) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (3) 当社は、供給条件20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (4) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件38（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

# 附 則

## 1 実施期日

この料金表は、平成31年4月1日から実施いたします。

## 2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、この料金表実施にともなう日割計算は行いません。

## 別 表

### 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 供給条件19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

#### イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

#### ロ 暦日数



- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
  - (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。